

訓練校使用規則

(総 則)

第1条 一般社団法人横須賀三浦建設協会（以下、協会という。）が運営する総合高等職業訓練校（以下、訓練校という。）の使用については、この規則の定めるところによる。

(使用許可)

第2条 理事長は、次の各号の一に該当し、訓練校の運営に支障がないと認められる場合に限り使用を許可することができる。

- (1) 技能検定受検のための講習会開催
- (2) 建設フェスタなどの参加のための準備
- (3) ものづくり教室開催のための準備
- (4) 技能向上のための講座又は講習会の開催
- (5) 訓練校再開のための準備
- (6) 健康教室の開催
- (7) 所属組合又は事業委員会活動のための会議
- (8) その他、理事長が認めるもの

(許可証の交付)

第3条 訓練校を使用しようとする所属組合は、協会事務局に様式1により届け出を行い許可証の交付を受けなければならない。

第4条 訓練校の使用に当たっては、衣笠行政センターに許可証を提示しなければならない。

(飲食及び喫煙の禁止)

第5条 訓練校内での飲食は禁止とし、所定の喫煙場所以外は喫煙禁止とする。

(使用の取り消し)

第6条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の目的以外に使用したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 公益上、理事長が必要と認めたとき。

(使用料)

第7条 訓練校の使用については、使用の許可を受けた所属組合（以下、使用者という。）から別表の使用料（施設の光熱費分担金）を徴収する。

(使用料の徴収方法)

第8条 前条の使用料は使用時間により計算し後納とする。

(使用料の減免)

第9条 理事長は、使用者が協会員に限り使用料を減免することができる。ただし、使用者に非協会員が含まれている場合には、使用料を案分し徴収する。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は使用終了時、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を廃止したときは、自己の負担において訓練校の現状を回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、訓練校及びその附属物に損害を生じさせたときには、理事長の命ずるところに従い、補修又は損害を賠償しなければならない。

(付 則)

この規則は、平成28年12月1日より施行する。

別表（第7条関係）

使用料の額

時間使用料（施設の光熱費分担金）	300 円
------------------	-------

(様式1)

訓練校使用届

令和 年 月 日

(一社)横須賀三浦建設協会
理事長様

所属組合	
使用責任者	
電 話	

訓練校を使用したいので下記により届け出します。

記

日 時	教 室	人 数	車両	行事内容
年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	1 2 3	協 会 員 人 非協会員 人 合 計 人	台	
年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	1 2 3	協 会 員 人 非協会員 人 合 計 人	台	
年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	1 2 3	協 会 員 人 非協会員 人 合 計 人	台	
年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	1 2 3	協 会 員 人 非協会員 人 合 計 人	台	
年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	1 2 3	協 会 員 人 非協会員 人 合 計 人	台	
年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	1 2 3	協 会 員 人 非協会員 人 合 計 人	台	

(注意) 使用教室を○で囲むこと。
非協会員は使用料がかかります。